

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 中国で進む発票の電子化と日系企業の対応

中国では発票(請求書兼領収書)の電子化が進んでいます。日系企業も、電子化に対応する必要がありますが、これまでの煩雑な作業の合理化やリスクマネジメントの水準を高めるための好機としてとらえることも可能であると思われます。

1. 発票の電子化の進展

日常業務において使用する増値税の発票には、主に専用発票と普通発票の2種類があります。仕入れ税額控除は専用発票にだけ認められます。現在は、販売者企業が税務局から発票用紙を購入し、専用ソフトウェア、専用発行機械を使って、専用発票を発行します。発行の際には発票を受け取る企業の納税者識別番号等を入力すると同時に税務局に発票データが送信されます。このような仕組みにより、不正利用が防止されています。

中国では2020年より、一部の先行地域から専用発票の電子化を進めており、2021年以降これを全国に広げていくものと思われます。具体的には、2021年1月には上海市、北京市、江蘇省、浙江省、広東省等36地域の税務局は、新設法人等が電子専用発票の発行を可能とするとしており、この発票を受け取る全国すべての企業は電子専用発票による仕入税額控除が有効となります。(税務総局公告[2020]22号)

この措置に合わせ、税務局はプラットフォームを整備しており、企業は無料の発票発行納税ツール(税務Ukey)を使用できるようになりました。また、国が登録した第三者の電子領収書サービスシステムや、企業が自社で構築したシステムから同プラットフォームへのアクセスも可能とされています。

2. 日系企業に対する影響

税務総局は、このような電子化の流れが企業に与える影響について次のような利点があるとしています。この利点は、中国企業だけでなく、日系企業においても同様に享受することができます。

1. 請求書の様式の簡潔化が図られる。
2. メール等で専用発票送付することができるため、取引相手の企業において即時利用可能となる。
3. 2.の効果に付随して、遠隔地での利便性が高まる。
4. 財務管理の効率化が図られる。納税者は電子化された請求書の詳細情報を入手できるので、この情報を経営に活用することが可能となる。さらに、発票チェックプラットフォーム(<https://inv-veri.chinatax.gov.cn>)を通じて発票の有効性を確認することができ、不正発票を受け取るリスクを軽減することができる。
5. 請求書保管の利便性があり、紛失や破棄のリスクを未然に防ぐことができる。
6. 代金決済スピードの加速化、回収サイクルの短縮化に伴い運転資金の効率的な利用が可能となる。また、企業会計の電子化を促進する副次的な効果も期待でき、税務局にとっても、企業の行う取引をより迅速かつ正確に把握できるようになる。

3. 各企業の発票発行可能数量等

各企業が発行できる発票の量(発票発行枠)は、納税信用等級と呼ばれるランクにより制限が設けられています。税務申告等の経常性指標と税務調査等の非経常性指標の双方に問題の無い場合、納税信用等級は最上級のA級となります。経常性指標について問題の無い場合、A級に次ぐランクであるB級、新設法人などの場合M級、下位のランクとしてC級、最低ランクであるD級の5つのランクに分かれています。

評価がA級である企業は、1ヶ月あたり使用量の3ヶ月分までの発票を、B級の場合、同じく2ヶ月分までの発票を発行可能となっています。税務コンプライアンスに違反して下位ランクとなった納税者は発票の発行が制限されます。下位ランクの場合、顧客から取引の引き合いがあったとしても、発票の発行量を増やすことができないことが起こり得ます。このため、売上の増加トレンドにある企業においては、この発票発行可能数量が売上拡大の障害となることもあり得ます。

電子発票を発行する場合にも、これまでどおり、納税信用等級の適用を受けますので、各企業は電子発票と

紙の発票の合計数量で発行可能枚数等が制限されることとなります。

お見逃しなく！

日本企業は、中国で進む発票の電子化に対応し、増徴税をはじめとする税務コンプライアンスの要請に対応する必要があります。さらに、電子発票化は、ビジネスプロセスの合理化や、不正リスクマネジメントの改善の好機と思われます。